

平成三十年六月

平成三十年六月文京区議会議案(二)

文京区

目 次

議案第十 二号 訴訟上の和解について

1 頁

議案第十二号

訴訟上の和解について

右の議案を提出する。

平成三十年六月二十五日

提出者 文京区長 成澤廣修

訴訟上の和解について

文京区は、左記訴訟事件に関し、次のとおり和解する。

一 訴訟事件名

損害賠償請求事件

二 当事者

原告

被告 東京都文京区春日一丁目十六番二十一号

文京区

右記代表者 文京区長 成澤廣修

三 事件の概要

平成二十七年八月二十七日、東京都文京区向丘一丁目七番十一号先路上において、被告所有の清掃小型プレス車と原告が運転する普通自動二輪車の衝突事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

原告は、本件事故により原告が被った損害を賠償するよう求める訴えを東京地方裁判所に提起した。

このことについて、同裁判所から当事者双方に和解についての意思確認があり、協議を行った結果、次の和解内容で合意をみた。

四 和解内容

- (一) 被告は、原告に対し、本件事故に関する損害賠償債務として、既払金の他に、金千五百万円の支払義務のあることを認め、これを、平成三十年八月十七日限り、原告の指定する金融機関の口座に振り込んで支払う。
なお、送金費用は、被告の負担とする。
- (二) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (三) 原告と被告との間には、本件事故に関し、和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (四) 訴訟費用は、各自の負担とする。

(説 明)

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第十二号の規定により、本案を提出いたします。